

水産基本法（抜粋）

目次

第 1 章	総則（第 1 条－第 10 条）
第 2 章	基本的施策
第 1 節	水産基本計画（第 11 条）
第 2 節	水産物の安定供給の確保に関する施策（第 12 条－第 20 条）
第 3 節	水産業の健全な発展に関する施策（第 21 条－第 32 条）
第 3 章	行政機関及び団体（第 33 条・第 34 条）
第 4 章	水産政策審議会（第 35 条－第 39 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、水産に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

（略）

第 10 条 政府は、毎年、国会に、水産の動向及び政府が水産に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る水産の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

（以下略）